

平成 30 年 7 月 9 日

都道府県トラック協会
専務理事 各位

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 藤原 利雄

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に関して
被災中小企業・小規模事業者対策を行います
(情報提供)

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に関して下記 1. の地域に対し災害救助法が適用されたことを踏まえ、経済産業省にて被災中小企業・小規模事業者対策として、下記 2. の措置を行うこととなりましたので情報としてお知らせします。

なお、下記の対策のうち、(3) セーフティネット保証 4 号に係る融資の信用保証料について貴協会にて助成を行った場合には、当協会の信用保証料助成制度の対象となることを申し添えます。

敬具

記

1. 対象となる府県（8 府県）

岐阜県（21 市町村）、京都府（9 市町）、兵庫県（15 市町）、鳥取県（10 市町）、
岡山県（17 市町村）、広島県（13 市町）、愛媛県（6 市町）、高知県（6 市町村）

※災害救助法の適用地域

○岐阜県：

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、
本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、
加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、
加茂郡川辺町

○京都府：

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、
与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

○兵庫県：

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、
丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、
神崎郡神河町

○鳥取県：

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

○岡山県：

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町

○広島県：

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

○愛媛県：

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

○高知県：

安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村

2. 講じる措置

(1) 特別相談窓口の設置

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構中部本部、同機構近畿本部、同機構中国本部、同機構四国本部、中部経済産業局、近畿経済産業局、中国経済産業局及び四国経済産業局に特別相談窓口を設置します。

(参考資料 (1) 参照)

(2) 災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

(参考資料 (2) 参照)

(3) セーフティネット保証 4号の実施

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県内の災害救助法が適用されたの各市町において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県の信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4号を適用となります。近日中に官報にて地域の指定を告示される予定ですが、本日から、信用保証協会においてセーフティネット保証 4号の事前相談を開始しています。

(参考資料 (3) 参照)

(4) 既往債務の返済条件緩和等の対応

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応しています。

(5) 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県内の各市町村の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用しています。(参考資料(4)参照)

【参考資料(5枚)】

参考資料(1):平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関する
特別相談窓口 PDF 1枚

参考資料(2):日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要 PDF 1枚

参考資料(3):セーフティネット保証4号の概要 PDF 1枚

参考資料(4):小規模企業共済災害時貸付の概要 PDF 2枚

情報は7月9日時点のものです。詳しくは中小企業庁、又は内閣府のHpでご確認ください。

以上

(参考資料①)

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口

都道府県	機関名	支店名	連絡先
高知県	日本政策金融公庫	高知支店	中小企業事業 088-875-0281
高知県	日本政策金融公庫	高知支店	国民生活事業 088-822-3191
高知県	商工中金	高知支店	088-822-4481
高知県	高知県信用保証協会		088-821-2803
高知県	高知商工会議所		088-875-1177
高知県	中村商工会議所		0880-34-4333
高知県	安芸商工会議所		0887-34-1311
高知県	須崎商工会議所		0889-42-2575
高知県	宿毛商工会議所		0880-63-3123
高知県	土佐清水商工会議所		0880-82-0279
高知県	高知県商工会連合会		088-846-2111
高知県	高知県中小企業団体中央会		088-845-8870
全国	全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
高知県	高知県よろず支援拠点		088-846-0175
四国	(独)中小企業基盤整備機構	四国本部	087-811-3330
四国	四国経済産業局	産業部中小企業課	087-811-8529

〔日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成30年6月13日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.16%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

（代理貸付：1,500万円）

【貸付期間】

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

【担保条件】

直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

セーフティネット保証4号の概要

参考資料③

1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1) 災害の発生に基因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2) 災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

- ① 対象資金：経営安定資金
 - ② 保証割合：100%保証
 - ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →
 - ④ 保証人：原則第三者保証人は不要
- | | | |
|-----------------|---|-----------------|
| 【一般保証限度額】 | + | 【別枠保証限度額】 |
| 普通保証 2億円以内 | | 普通保証 2億円以内 |
| 無担保保証 8,000万円以内 | | 無担保保証 8,000万円以内 |

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害又はこれに準ずる災害として機構が認める災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

（1）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と

1,000万円のいずれか少ない額

（2）貸付利率：年0.9%（平成30年6月18日現在）

（3）貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月

505万円以上 60ヵ月

（4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

（5）担保、保証人：不要

（6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）

①被災したことを証明する下記いずれかの証明書

・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書

・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）

②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分かるもの）

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明

④本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。